

発議案第 1 号

核兵器のない世界を実現するために一層の取り組みを求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月30日

鎌ヶ谷市議会総務企画常任委員会

委員長 宗川 洋一

副委員長 鈴木 哲也

委員 徳野 涼

中村 潤一

三橋 一郎

津久井 清氏

芝田 裕美

土屋 裕彦

提案理由

世界で唯一の被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、核廃絶が具体的かつ着実に進むよう、一層の取り組みを求めるものです。

核兵器のない世界を実現するために一層の取り組みを求める意見書

核兵器の廃絶は、世界で唯一の被爆国である我が国民のみならず、平和を願う人類共通の願いであり、本市においては、昭和59年7月に「非核平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と軍縮を訴え、世界の恒久平和を実現していくことを宣言しました。

核兵器のない世界の実現には、「核保有国が核廃絶に動いていける」状況を積極的に作り、核保有国が核を廃棄しなければなりません。そのためには核保有国と非保有国が同じ議論のテーブルについて真剣に核廃絶への努力をする枠組みを構築する必要があります。その中で日本は、唯一の被爆国として、牽引していかなければなりません。

こうした中、日本は核兵器のない世界に向け前進するために、NPT（核兵器不拡散条約）やCTBT（包括的核実験禁止条約）、FMCT（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）に参加する取り組みを着実に実行しています。また、国連総会第一委員会（軍縮）において昨年11月1日に核兵器廃絶への共同行動を取る決意を新たにするとした日本政府主導の決議が賛成多数で採択されるなど、同種の提案を行い続けており、核兵器廃絶に熱心に取り組んでいるところです。

よって、国においては、核兵器のない世界の実現に向け、核廃絶が具体的かつ着実に進むよう、なお一層の取り組みを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月30日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様